

委託研究開発契約書

独立行政法人科学技術振興機構（以下「甲」という。）と【大学等名】（以下「乙」という。）とは、甲の復興促進プログラム（産学共創）における下記契約項目記載の研究開発課題の実施に関し、次のとおり委託研究開発契約（以下「本契約」という。）を締結する。

記

(契約項目)

甲は、乙に対し次のとおり研究開発の実施を委託する。

- (1) 研究開発課題名 : 【研究開発課題名】
- (2) 研究開発の目的 : 別紙実施計画書に記載のとおり。
- (3) 研究開発実施期間: 平成 年 月 日から平成 年 月 日(但し、委託研究開発が当該日より前に終了した場合はその時までとする。)
- (4) 委託研究開発費 : 甲は、金 円を上限として委託研究開発費を負担する。
委託研究開発費の内訳は実施計画書のとおりとする。なお、各事業年度において甲が乙に支払う委託研究開発の実施に要する経費の上限額は、次のとおりとする。

平成〇〇年度 金	円
平成〇〇年度 金	円
平成〇〇年度 金	円

(※なお書の規定は、複数年度契約を締結する場合に限り記載する。)

- (5) その他の事項 : 別紙実施計画書に記載のとおり。

本契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙それぞれ記名捺印の上、各自1通を保管する。

平成 年 月 日

(甲) 宮城県仙台市青葉区一番町四丁目6番1号
 仙台第一生命タワービルディング20階
 独立行政法人 科学技術振興機構
 分任研究契約担当者
 JST復興促進センター長
 寺 沢 計 二

(乙) 【住所〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇】
【機関名〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇】
【調印者役職名及び氏名〇〇〇〇〇〇〇〇】
(印)

(定 義)

第1条 本契約において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「本委託研究開発」とは、本契約に基づき乙に対して委託される研究開発をいう。
- (2) 「委託研究開発費」とは、直接経費と間接経費及び再委託費の合計をいう。
- (3) 「直接経費」とは、本委託研究開発に直接的に必要なものに対し、乙が支出する経費をいう。
- (4) 「間接経費」とは、本委託研究開発の実施に伴う乙の管理等に必要な経費として乙が支出する経費をいう。
- (5) 「再委託費」とは、第11条に基づき乙が第三者に対して行う再委託に要する経費をいう。
- (6) 「研究開発担当者」とは、乙に属し、本委託研究開発を中心的に行う者として、別紙実施計画書に掲げる者をいう。
- (7) 「研究者等」とは、研究開発担当者、及び乙に属し研究開発担当者のもとで本委託研究開発に従事する者の総称をいう。
- (8) 「本委託研究開発実施期間」とは、本委託研究開発を行う期間をいう。
- (9) 「事業年度」とは、各年4月1日から翌年3月31日までの1年間をいう。
- (10) 「本委託研究開発成果」とは、本委託研究開発において得られた成果をいう。
- (11) 「知的財産権」とは、以下に掲げるものの総称をいう。
 - ア 特許権、実用新案権、意匠権、回路配置利用権、育成者権及び外国における当該各権利に相当する権利
 - イ 前アに定める各権利を受ける権利
 - ウ 著作権(著作権法(昭和45年法律第48号)第27条及び第28条に定める権利を含む。)、著作隣接権、報酬請求権(著作権法第94条の2、第95条の3第3項及び第97条の3第3項に規定するもの)、二次使用料請求権(著作権法第95条第1項及び第97条第1項に規定するもの)及び外国における上記各権利に相当する権利(以下「著作権」と総称する。)
 - エ 秘匿することが可能な技術情報であって、かつ、財産的価値のあるものの中から、甲及び乙協議の上、特に指定するもの(以下「ノウハウ」という。)
 - オ 次に掲げるものに該当する、学術的・財産的価値その他の価値のある有体物(以下「成果有体物」という。)
 - (i) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって研究開発の目的を達成したことを示すもの
 - (ii) 研究開発の際に創作又は取得されたものであって(i)を得るために利用されるもの、又は(i)を創作又は取得するに際して派生して創作又は取得されたもの
- (12) 「発明等」とは、特許権の対象となるものについてはその発明、実用新案権の対象となるものについてはその考案、意匠権、回路配置利用権、著作権の対象となるもの、及び成果有体物についてはその創作、育成者権の対象となるものについてはその育成並びにノウハウの対象となるものについてはその案出をいう。
- (13) 「実施」とは、特許法(昭和34年法律第121号)第2条第3項に定める行為、実用新案法(昭和34年法律第123号)第2条第3項に定める行為、意匠法(昭和34年法律第125号)第2条第3項に定める行為、半導体集積回路の回路配置に関する法律(昭和60年法律第43号)第2条第3項に定める行為、種苗法(平成10年法律第83号)第2条第5項に定める行為、著作権法第21条から第28条に定める権利に基づく利用行

為並びにノウハウ、及び成果有体物を使用する行為をいう。

- (14) 「専用実施権等」とは、特許権、実用新案権若しくは意匠権についての専用実施権又は回路配置利用権若しくは育成者権についての専用利用権をいう。

(公的研究費の管理・監査のガイドラインの遵守)

第2条 乙は、乙の責任において、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日 文部科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の定める指針等を遵守し、必要な手続き等を行わなければならない。

(概算払い)

第3条 乙は、甲の指示に従い、各事業年度毎に委託研究開発費の概算払いのための請求書を作成し、甲にこれを送付する。ただし、請求書に記載される金額の総額は直接経費、間接経費及び再委託費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に概算払いとして支払う直接経費の30%に相当する額を超えないものとする。

2 前項の規定にかかわらず、別途定める委託研究開発契約事務処理説明書に従い当該事業年度の委託研究開発費が分割支払いとなるものについて、乙は直接経費、間接経費及び再委託費の総額を分割した額の請求書を作成し甲に送付する。ただし、乙が作成する請求書に記載される金額の総額は直接経費、間接経費及び再委託費の合計額とし、間接経費は、甲が乙に概算払いとして支払う直接経費の30%に相当する額を超えないものとする。

3 甲は、当該請求書が甲に到達した日の翌月末日までに、当該請求書に従い、乙に対し、委託研究開発費を支払うものとする。

(計画の変更)

第4条 乙は、別紙実施計画書に記載された本委託研究開発の内容を変更しようとする場合に、次の各号に該当する場合には、事前に計画変更申請書を甲に提出し、承認を得るものとする。

- (1) 別紙実施計画書の「1. 研究題目」から「6. 研究項目別実施場所」の項目に関して変更しようとする場合
- (2) 別紙実施計画書の「7. 委託研究開発費(内訳)」の直接経費に関する変更で、内訳項目間で経費の流用を行うことにより、いずれかの内訳項目の金額が直接経費総額の50%を超えて増減する場合
- (3) 本委託研究開発実施期間が複数事業年度に亘る場合に事業年度間で年割額を変更しようとする場合

2 甲は、前項の承認をする場合には条件を附することができる。

3 甲は、本委託研究開発実施期間中に、必要に応じ本委託研究開発に関する評価を行うことができるものとする。甲は、当該評価の結果に基づき、本委託研究開発実施期間内においても、別紙実施計画書の「1. 研究題目」から「7. 委託研究開発費(内訳)」に関して甲の判断により変更できるものとする。

4 甲は、前項の変更を行う場合は、次の各号の手続きを行う。

- (1) 別紙実施計画書の「5. 研究開発実施期間」を延長する場合、及び「7. 委託研究開発費(内訳)」に関して、委託研究開発費の上限額(各事業年度の委託研究開発費の上限額の合計)を増額する場合は、乙と変更契約を締結する。
- (2) 前号以外の変更を行う場合は、乙に対して書面にて変更内容を通知する。

(帳簿等の整理)

第5条 乙は、本委託研究開発に要した直接経費及び再委託費を明らかにするため、本委託研究開発に関する独立した帳簿を常に整備し、支出の証拠書類と共に、本委託研究開発実施期間終了後5年間保管するものとする。

2 乙は、甲が要求した場合には、前項に定める帳簿及び証拠書類の他関連する物件を甲の指定する期日までに提出しなければならない。

(物品の帰属等)

第6条 乙が直接経費及び再委託費により取得した物品等(以下「取得物品」という。)の所有権は、乙に帰属する。

2 乙は、(i)第16条第1項第1号の規定により本契約が終了し、本委託研究開発と同テーマの研究が研究開発担当者の移籍する他の研究開発機関において実施されることが予定されている場合、又は(ii)本委託研究開発実施期間終了時若しくは終了後に研究開発担当者が他の研究開発機関へ移籍する場合で本委託研究開発と同テーマの研究が当該他の研究開発機関において実施されている若しくは実施が予定されている場合には、取得物品を当該他の研究開発機関に対して無償で譲渡するものとする。

3 甲は、本委託研究開発の遂行上必要と認められる場合には、甲及び乙が協議の上、甲が所有する物品を乙が使用するため無償で貸与することができる。無償貸与された物品(以下「提供物品」という。)の搬入及び据え付け等に要する経費は、直接経費から支出することができるものとする。

4 乙は、取得物品及び提供物品(以下「取得物品等」という。)について、台帳を作成の上、その占有期間中は善良な管理者の注意をもって管理するものとする。

5 乙は、甲の職員又は甲の指定する者による取得物品等の検査の申し出があった場合には、これに応じるものとする。

(知的財産権の帰属)

第7条 甲は、乙が産業技術力強化法(平成12年法律第44号)第19条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「特定研究開発等成果」については「発明等」、「国」については「甲」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は甲」)とそれぞれ読み替えるものとする。)及び／又は、コンテンツの創造、保護及び活用の促進に関する法律(平成16年法律第81号)第25条第1項各号に掲げる全ての事項(同条項中、「国」については「甲」(ただし、同項第2号の「国」については「国又は甲」)、とそれぞれ読み替えるものとする。)(以下「遵守事項」と総称する。)を遵守することを条件に、研究開発担当者及び／又は乙に所属する研究者等が本委託研究開発の過程で発明等を行ったことにより生じた知的財産権(全部又は一部の持分であることを問わない。以下同じ。)を乙から譲り受けないものとする。ただし、乙が当該知的財産権を放棄した場合は、この限りでない。

2 乙は、前項又は第8条第1項の規定により乙に帰属した知的財産権について、(i)遵守事項を満たしておらず、かつ満たしていないことについて正当な理由がないと甲が認める場合、又は、(ii)第17条第1項に基づき本契約が解除された場合には、当該知的財産権を無償で甲に譲り渡さなければならない。

(知的財産権の譲渡その他)

第8条 甲は、第7条第1項ただし書きに基づき甲に帰属することとなった知的財産権について、出願後に、乙から当該知的財産権の譲渡の申入れがあった場合、当該知的財産権の発明者の同意が得られること及び乙が遵守事項を遵守することを条件に当該知的財産権に対して甲が有する持分

を適正な対価をもって乙に譲渡することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙から当該知的財産権の譲渡に係る申入れを受けた時点で既に第三者に実施許諾又は譲渡を行っている場合には、当該知的財産権を譲渡しないことができる。

(知的財産権に関する報告・通知)

第9条 乙は、第7条又は第8条の規定に基づき乙に帰属することとなった知的財産権に関して、甲が当該知的財産権の共有持分権を有していない場合には、次の各号の規定を遵守する。

- (1) 出願又は申請を行ったときは、出願又は申請の日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権出願通知書により甲に対し通知するものとする。
- (2) 乙は、前号の出願又は申請を行った知的財産権に関して、設定登録等、その後の状況に変化があった場合、設定登録を受けた日等から60日以内に、甲が別途定める様式による知的財産権設定登録等通知書により、甲に通知するものとする。
- (3) 乙は、第1号の出願又は申請を行った知的財産権を自ら実施したとき及び第三者に実施の許諾をしたとき、並びにその後の実施の状況及び実施許諾の状況に変化があったとき(以下「知的財産権の実施等」と総称する。)は、知的財産権の実施等をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権実施通知書により、甲に通知するものとする。
- (4) 乙は、第三者に対し、知的財産権を移転しようとするときは、甲が別途定める様式による知的財産権移転承認申請書を提出し、予め甲の承諾を得るものとする。乙は、甲の承諾を得て知的財産権の移転を行う場合、当該第三者をして遵守事項及び特記事項第1条第2項を遵守させるものとする。ただし、合併若しくは分割により移転する場合又は産業技術力強化法施行令(平成12年政令第206号)第11条第3項各号に定める場合(ただし、専用実施権等の設定若しくは移転の承諾をする場合を除く)には、乙は、知的財産権の移転をした日から60日以内に甲が別途定める様式による知的財産権設定登録等通知書により、甲に対し通知すれば足りるものとする。

(知的財産権に関わるその他)

第10条 甲及び乙は、本契約に別段の定めがない限り、それぞれ自己に帰属する知的財産権の出願・維持等に係わる一切の費用を当該知的財産権に対するその持分に応じて負担する義務を負うものとする。

- 2 甲及び乙が知的財産権の共有持分権者となる場合、当該知的財産権の出願に先立ち、甲所定の共同出願契約書を基礎に両者協議の上、これを締結しなければならない。
- 3 乙は、知的財産権が自らに帰属する場合には、本委託研究開発の成果に関し、甲に納入された著作物にかかわる著作権について、甲による当該著作物の利用に必要な範囲内において、甲が使用する権利及び甲が第三者に使用を再許諾する権利を、甲に許諾したものとする。ただし、著作権法に規定するプログラムの著作物及びデータベースの著作物(以下「プログラム等」という。)にかかわる著作権については、甲が乙よりプログラム等の納品を受ける際に、両者協議の上、その取扱いを定めるものとする。
- 4 乙は、知的財産権が自らに帰属する際には、甲及び甲が指定する第三者による本委託研究開発の成果及びこれに関連する著作物にかかわる著作権の実施について、著作者人格権及び実演家人格権の不行使等の権利処理を乙自身の責任において行うものとする。

(再委託)

第11条 乙は、甲が本委託研究開発の遂行上特に必要であると判断し事前に承認した場合に限り、本委託研究開発の一部を第三者に再委託することができる。

2 乙は、再委託した業務に伴う再委託先の行為について、甲に対する全責任を負うものとする。

3 再委託をする場合には、次の各号に従うものとする。

- (1) 本契約に定める研究開発目的の範囲を超えてはならない。
- (2) 本契約及び別途定める委託研究開発事務処理説明書を準用する。
- (3) 乙は、第14条及び第15条に定める研究開発成果の報告(実施報告書等)及び委託研究開発実績報告書を乙が必要とする期日までに再委託先より提出させなければならない。
- (4) 再委託の実施にあたっては、委託契約書を取り交わさなければならない。

(秘密保持)

第12条 甲及び乙は、本委託研究開発の実施に当たり相手方より開示を受け又は知り得た相手方の技術上及び営業上その他の一切の情報のうち相手方より秘密である旨の明示があった情報(以下「秘密情報」という。)について、相手方の事前の書面による同意がなければ、これを第三者に開示・漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、本条第1項に掲げられる情報に関する資料及び当該情報を保存した媒体等について適切に管理しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、本条第1項及び第2項の規定は適用しない。

- (1) 開示を受け又は知得した時点において、既に自己が保有していたことを証明できる情報
- (2) 開示を受け又は知得した時点において、既に公知となっていた情報
- (3) 開示を受け又は知得した後、自己の責めによらずに公知となった情報
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく取得したことを証明できる情報
- (5) 相手方から開示された情報とは無関係に独自に開発・取得したことを証明できる情報
- (6) 公開を前提として相手方から提出を受けた文書に記載された情報

4 甲及び乙は、それぞれ自己に所属する研究者等が本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとし、当該研究者等がその所属を離れた後も5年間本条と同様の秘密保持義務を負うよう措置するものとする。また、甲及び乙は研究者等以外の者について事実上自己の管理下又は監督下にある者から当該情報が第三者に漏洩しないように必要な措置を講じなければならない。

5 実施許諾を目的として秘密情報を公開前に第三者に開示する場合には、事前に相手方当事者の書面による同意を得ることを要し、当該第三者に対しては秘密保持義務を課すものとする。

6 本条の効力は本委託研究開発実施期間終了(本委託研究開発が中止となった場合を含む)後も5年間存続するものとする。

(研究開発成果の公表)

第13条 甲及び乙は、前条に反しない限り、本委託研究開発の実施により得られる本委託研究開発成果を原則として外部に公表することを確認する。

2 甲又は乙は、本委託研究開発成果を外部に公表する場合、その公表が円滑に行われるよう合理

的な範囲で互いに協力するものとする。

- 3 甲又は乙による本委託研究開発成果の公表が、甲又は乙の知的財産権取得等の業務に支障をきたすおそれがある場合には、協議してその対応を決定するものとする。

(研究開発成果の報告)

第14条 乙は、甲の指示に従い、別途定める委託研究開発契約事務処理説明書に基づき、甲に対して本委託研究開発成果の内容を報告することとする。

(委託研究開発実績報告書及び精算)

第15条 乙は、毎事業年度終了後及び／又は本委託研究開発実施期間終了(本委託研究開発が中止となった場合を含む)後30日以内に、別途甲が定める様式による委託研究開発実績報告書を甲に対し提出するものとする。

- 2 甲は、前項の委託研究開発実績報告書を審査した結果、経費の支出状況が適切であると認めたときは、当該事業年度における委託研究開発費の上限額と本委託研究開発の実施に要した経費の額とのいずれか低い金額を、甲が当該事業年度において支払うべき経費の額として、精算する。
- 3 乙は、当該事業年度における既に支払を受けた概算払い金が前項の甲が支払うべき経費の額を超えた場合は、その超えた金額を甲の指示に従い返還するものとする。
- 4 乙は、契約項目に定める本委託研究開発実施期間において次期事業年度が存在する場合に限り、前項の規定にかかわらず、当該事業年度における委託研究開発費の未使用額を甲に返還することなく繰越して当該次期事業年度の委託研究開発費として使用することができる。ただし、乙は、当該繰越額について、甲が別途定める書面を甲に提出することとする。

(研究開発の中止)

第16条 甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本委託研究開発の中止を乙に指示することができるものとし、乙はこれに従うものとする。乙は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合、遅滞なく甲に報告しなければならない。

- (1) 研究開発担当者の移籍、長期療養、死去、研究運営上の重大な問題の発生その他の事由により、本委託研究開発を継続することが適切でないと甲が判断した場合
- (2) 第17条又は第24条に定める本契約の解除事由が発生した場合
- (3) 天災その他やむを得ない事由がある場合
- (4) 必要に応じ行う評価により、本委託研究開発を継続することが適切でないと甲が判断した場合

(契約の解除)

第17条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約を解除することができるものとし、この場合、乙は本契約に基づき甲が支払った金員の全部又は一部を、甲の指示に従い、その定める期限までに返還しなければならない。

- (1) 乙が本契約の履行に関し、不正又は不当な行為を行ったとき。
- (2) 乙が本契約に違反したとき。
- (3) 乙における研究者等が、甲が別途定める「不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則」に規定する研究開発活動の不正行為及び不適正な経理処理等(以下「不正行為等」と総称する。)を行ったとき。
- (4) 乙に、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平

成19年2月15日 文部科学大臣決定)等の公的研究費に係る国の定める指針等に対して重大な違反があったとき。

- (5) 第25条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。
- (6) 乙が破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算を自ら申立又は第三者から申立を受けた場合
- (7) 乙が銀行取引停止処分を受け又は支払停止に陥った場合
- (8) 乙が差押を受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合

2 乙は、前項により甲が損害を被った場合は賠償の責を負うものとする。

(不正行為等に係る研究者等の取扱い)

第18条 甲は、甲が別途定める「不正行為等に係る告発等の処理及び処分に関する規則」に規定する不正行為等を行った研究者等に対して、甲の全ての事業について、同規則に基づく処分を行うことができるものとする。

2 甲は、国の行政機関及び独立行政法人(甲を含む。)が所掌する競争的資金制度において処分を受けた研究者等について、当該処分の決定日に遡って、前項の処分を行うことができるものとする。

(調査)

第19条 甲は、乙の本契約に基づく経理管理につき確認が必要であると認められる場合、乙に通知の上、本委託研究開発の経理について調査することができる。乙は、かかる確認作業に関し、甲が必要とする協力を行うものとする。

2 前項に規定する場合のほか、甲は、乙、又は研究者等が本委託研究開発に関して不正行為等を行った疑いがあると認められる場合には、乙に対し調査を要請することができ、乙はその調査結果を文書で甲に報告するものとする。

3 甲が本委託研究開発に関して不正行為等が行われた疑いがあると判断し、乙に対して請求し同意を得た場合には、乙は、甲が当該不正行為等がなかったと判断するまでの間、委託研究開発費の使用を停止するものとする。この場合、当該不正行為等がなかったことが明らかになったときでも、甲は、委託研究開発費の使用停止に基づく損害を賠償する責を負わない。

4 甲は、第1項に定める調査又は第2項に定める報告の結果、不正行為等の事実が確認できたときは、本契約に定める措置のほか甲の関係する規定その他法令等に従い必要な措置を講じることができるものとする。

(委託研究開発実施に係る注意事項)

第20条 乙は、別途定める「全体計画書」に則り、本委託研究開発を善良なる管理者の注意をもって、誠実かつ忠実に遂行するものとする。

2 乙は、本委託研究開発を実施するにあたり、法令を遵守するとともに、甲が別途定める委託研究開発契約事務処理説明書に従って、本契約に係る事務処理を適正に行うこととする。

3 乙は、別紙実施計画書に記載されたところに従い、本委託研究開発を実施しなければならない。なお、当該実施計画書が変更された場合においても同様とする。

4 乙は、本委託研究開発に複数の実施計画がある場合には、別紙実施計画書毎に区分して経理し、それぞれの間で経費の流用をしてはならない。

5 乙は、委託研究開発費を別紙実施計画書に記載された経費区分に従い、使用しなければならない

い。

- 6 乙は、本委託研究開発を実施するにあたり、生命倫理及び安全確保に関し必要となる諸手続を行うものとする。

(補償の免責及び事故報告)

第21条 本委託研究開発による研究者等の負傷、疾病、障害又は死亡事故が生じた場合においても

甲は乙、研究者等その他の者に対し一切の責任を負わないものとする。乙はこれらの事故のいずれかが生じた場合、速やかに事故の詳細を甲に対し書面により報告しなければならない。

- 2 本委託研究開発の過程で生じた施設・設備等の損傷又は損耗の修補責任については、甲は一切の責任を負わないものとする。かかる損傷又は損耗について乙は正確に記録し、甲が請求した場合には遅滞なく、かかる記録を甲に提出しなければならない。

(損害賠償)

第22条 乙は、委託研究開発の実施(再委託による実施も含む)により、故意又は過失によって第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負わなければならない。

(管轄)

第23条 本契約に関連する両当事者間の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする。

(特約)

第24条 契約項目に定める本委託研究開発実施期間が複数年度に亘る場合であって、本委託研究開発開始日の属する事業年度の翌事業年度以降において、以下の各号のいずれかに該当する事由が生じるときは、甲は別紙実施計画書で定める委託研究開発費の上限額(各事業年度の委託研究開発費の上限額の合計)の減額又は本契約の解除を行うことができる。この場合、乙に損害が生じて甲は一切の責任を負わないものとする。

- (1) 独立行政法人通則法(平成11年7月16日法律第103号)第29条の規定に基づき定められた中期目標の期間終了時における事業評価において、国が予算停止措置等の判断をした場合
- (2) その他、甲の復興促進プログラム(産学共創)に対する国からの予算措置が縮減又は停止された場合

(反社会的勢力の排除)

第25条 乙(役員又は使用人を含む。))は、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員
- (3) 暴力団準構成員
- (4) 暴力団関係企業
- (5) 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
- (6) その他前各号に準ずる者

- 2 乙(役員又は使用人を含む。))は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わない

ことを確約する。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて甲の信用を毀損し、または甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(協議)

第26条 本契約に定めのない事項について、これを定める必要があるときは、甲及び乙誠実に協議の上定めるものとする。

特記事項

(知的財産権の保護、活用)

- 第1条 乙は、第7条又は第8条の規定に基づき乙に帰属することとなった知的財産権に関して、基盤技術の確立、産業競争力の強化に向けた保護、活用に努めるものとする。
- 2 乙は、第7条又は第8条の規定に基づき乙に帰属することとなった知的財産権に関して、産業競争力の強化に向けた広範な活用に努めるものとし、専用実施権等の設定及び独占的通常実施権の許諾を行わないものとする。

(委託研究開発実施に係る注意事項の追加)

- 第2条 乙は、甲が別途定める「独立行政法人科学技術振興機構 復興促進プログラム(産学共創) 技術テーマ〇〇〇における産学共創の場にかかる規約(仮称)」を遵守するものとする。

(文言の読み替え)

- 第3条 本契約において、「研究開発担当者」を「研究担当者」に読み替えるものとする。
- 2 本契約において、「委託研究開発費」を「委託研究費」に読み替えるものとする。
- 3 本契約において、「研究開発実施期間」を「研究実施期間」に読み替えるものとする。
- 4 本契約において、「委託研究開発契約事務処理説明書」を「事務処理要領」に読み替えるものとする。
- 5 本契約において、「研究題目」を「研究開発課題名及び実施項目」に読み替えるものとする。
- 6 本契約において、「実施報告書」を「研究成果報告書」に読み替えるものとする。
- 7 本契約において、「委託研究開発実績報告書」を「事業費支出状況報告書」に読み替えるものとする。